

○高知県警察本部交通管制センター運営要領の制定について(通達甲)

平成28年 1 月28日

交規発第65号

改正 平成29年 2 月 9 日交規発第48号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

高知県警察本部交通管制センターの運営に関し「高知県警察本部交通管制センター運営要領の制定について(例規)」(平成23年 3 月31日交規発第191号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年 6 月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該運営に関し別添のとおり「高知県警察本部交通管制センター運営要領」を定め、平成28年 2 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察本部交通管制センター運営要領

第1 趣旨

この要領は、高知県警察本部交通管制センター運営規程(昭和56年 3 月本部訓令第5号。以下「訓令」という。)第8条の規定に基づき、高知県警察本部交通管制センター(以下「管制センター」という。)の運営に関する細部事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 交通障害情報

交通障害(交通事故、災害、道路工事等に起因する道路の通行不能、通行の禁止又は制限等をいう。以下同じ。)に関する情報をいう。

2 交通渋滞情報

交通渋滞(車両の過度集中、道路工事、事故等により、道路上における車両の交通が滞り、待行列が長くなっている状態をいう。以下同じ。)の箇所、原因、状況等に関する情報をいう。

3 交通情報

交通障害情報、交通渋滞情報等車両の通行に必要な一切の情報及び車両交通流に影響を与える全ての情報をいう。

4 交通管制

交通情報の収集、分析及び伝達、信号機及び道路標識の操作並びに警察官に対する交通の規制に関する指令を一体的かつ有機的に行う技術のことをい

う。

5 交通管制システム

交通管制のためのシステムで、交通情報の収集及び広報、交通に関するデータの記録及び活用、信号機等の制御、交通に関する緊急事態に対する措置等を行う機能を有し、中央装置(管制センターに設置した電子計算機及び周辺装置をいう。)及び端末装置(信号機、交通情報板、車両感知器、交通流監視カメラ等をいう。以下同じ。)で構成されているものをいう。

第3 交通情報の収集、分析及び伝達

1 交通規制課長は、署、関係府県警察、道路管理者、高知地方気象台、日本道路交通情報センター、報道機関等と連絡を密にして、交通情報の収集に努めるとともに、交通情報の分析を行い、必要があると認めるときは、関係機関等に交通情報の伝達をしなければならない。

2 署長、交機隊長及び高速隊長(以下「署長等」という。)は、日常の警察活動を通じて交通情報の収集に努めなければならない。

3 署長等は、収集した交通情報が次に掲げる場合に該当するときは、速やかに当該交通情報の詳細を管制センターを通じて交通規制課長に伝達しなければならない。

(1) 交通障害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該交通障害が30分以上に及ぶと認められるとき。

(2) 交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該交通渋滞が500メートル以上で、かつ、30分以上に及ぶと認められるとき。

(3) その他道路交通に著しい影響を及ぼすと認められるとき。

第4 交通情報の広報

交通規制課長は、収集した交通情報を県民及び車両の運転者に広報する必要があると認めるときは、ラジオ、テレビ、新聞、交通情報板等の各種広報媒体を活用して、当該交通情報を県民及び車両の運転者に広報しなければならない。

第5 端末装置の運用の特例

署長等は、信号機の手動操作などのように、端末装置を管制センターによる制御によらないで運用する必要があると認めるときは、交通規制課長に連絡しなければならない。

第6 現場指示時の通知

交通規制課長は、訓令第7条の規定による指示を行ったときは、事後速やかに関係署長等にその旨を通知しなければならない。

第7 交通管制システムの管理

交通規制課長は、交通管制システムが常に正常に機能するように、その運用管理に万全を期さなければならない。

第8 教養

交通規制課長及び署長等は、所属の職員に対し、交通情報の収集、伝達、現場措置の要領等について随時教養を実施しなければならない。

第9 管制センター日誌

訓令第3条第3項に規定する管制センター日誌は、別記第1号様式のとおりとする。

第10 当直勤務要領

1 当直員の設置等

- (1) 管制センターは、当直勤務体制をとるものとする。
- (2) 当直員の定数は、1人とする。ただし、交通規制課長が特に必要があると認めるときは、一時的に定数を増やすことができるものとする。
- (3) 当直員は、当直勤務体制時は管制センター執務室で勤務するものとする。

2 当直員の指定

交通規制課長は、交通規制課員のうちから当直員を指定し、毎月25日までに翌月の当直員の勤務計画を定め、当該職員に通知するものとする。

3 当直の代行

当直の指定を受けた者が、病気その他やむを得ない理由により当直勤務に服することができない場合は、別記第2号様式の当直代行承認簿により交通規制課長の承認を受け、他の者に代行を依頼することができる。

4 当直の免除

交通規制課長は、健康管理上又は特別の事情により当直勤務をさせることが適当でないと認められる者に対しては、これを免除することができる。

5 当直勤務時間等

- (1) 当直員の勤務時間は、次のとおりとする。
 - ア 平日(高知県の休日を定める条例(平成元年県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)以外の日をいう。以下同じ。)
午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
 - イ 休日
午前8時30分から翌日の午前8時30分まで
- (2) 当直員の勤務時間割は、別表の管制センター当直員勤務表に定めるとおりとする。

6 当直員の任務

- (1) 当直員は、次に掲げる事項を任務とする。
 - ア 中央表示板及び交通流監視カメラの監視
 - イ 管制卓の操作
 - ウ 管制システムの監視及び調整
 - エ 管制システムの障害等に関する応急措置及び障害除去のための手配
 - オ 管制システム以外の交通信号機等の障害に関する受理及び障害除去のための手配
 - カ 交通情報の受理、発信及び照会処理
 - キ 道路管理者による通行止に係る協議に関する通報があった場合における交通規制課長への連絡及び通報者への回答
 - ク その他交通規制課長の命ずる事項

- (2) 当直員は、重要又は特異な事案その他上司の指揮を要する事項については、直ちに交通規制課長に報告し、その指揮を受けて処理しなければならない。

7 当直員の遵守事項

当直員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当直勤務中であることを深く認識し、就寝する場合などを除いて服装を乱さないこと。
- (2) 当直勤務中は、他の勤務に従事したり、みだりに執務室を離れたりしないこと。
- (3) 常に警察無線を傍受して警察活動の実態を把握するとともに、交通管制に関する事案に対しては迅速に対応すること。
- (4) 県本部の総合当直、通信指令課、中央監視室等の勤務員と連絡を密にし、庁舎の警戒等に万全を期すること。

8 当直の申告、引継ぎ等

- (1) 平日の当直員は、午後5時に交通規制課次長に当直就勤時の申告をして必要な指示を受けなければならない。
- (2) 当直員は、当直勤務終了後に勤務中における異常の有無、取扱事項及び措置の概要等について交通規制課次長に報告しなければならない。ただし、勤務終了日が休日である場合は、当直員相互に引継ぎを行うものとする。

9 管制センター日誌の記載

- (1) 平日の当直員は、当直就勤時の申告後、管制センター勤務員から管制センター日誌の引継ぎを受け、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ア 当直勤務時間中における重要又は特異事案等の取扱事項
 - イ 交通情報板の運用状況

ウ 当直員の官職及び氏名(自署すること。)

(2) 休日の当直員は、前日の当直員から管制センター日誌の引継ぎを受け、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 各種関係行事の概要

イ 作成者及び当直員の官職及び氏名(自署すること。)

ウ 当直勤務時間中における重要又は特異事案等の取扱事項

エ 交通情報板の運用状況

別表(第10関係)

管制センター当直員勤務表

区分		時間	勤務	備考
通常勤務	休日	8 : 30 ~ 12 : 00	警戒	
		12 : 00 ~ 13 : 00	休憩	
		13 : 00 ~ 17 : 15	警戒	
	休日及び 平日	17 : 15 ~ 17 : 30	警戒	
		17 : 30 ~ 18 : 00	休憩	モニター等消灯
		18 : 00 ~ 22 : 00	警戒	(18 : 30)
宿直勤務		22 : 00 ~ 1 : 30	警戒	
		1 : 30 ~ 7 : 00	休憩	
		7 : 00 ~ 8 : 30	警戒	

(別記様式省略)